

平成 28 年度公募要領における前年度公募要領からの主な変更点

国立研究開発法人 科学技術振興機構
国際科学技術部 SATREPS グループ

1. 研究分野・領域について

- (1) 「感染症」分野の平成 28 年度公募については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が公募を行います。(10 ページ、13 ページ)

2. 対象となる国(共同研究相手国)

- (1) 前回のリストからセントクリストファー・ネイビスを削除しました。
(75 ページ)

3. その他

- (1) 応募者(研究代表者)は、過去に研究倫理に関する教育プログラムを受けていない場合、CITI JAPAN e-ラーニングダイジェスト版を受講し、修了証番号を研究提案締切後 30 日以内(平成 27 年 11 月 25 日(水)正午まで)に申告することを義務づけました。ご注意ください。(43～45 ページ)
- (2) 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制についての記載を強化しました。ご注意ください。(59 ページ、60 ページ)
- (3) 研究内容を記載する様式 2 のページ数の上限を 10 ページから 12 ページに変更しました。ご注意ください。(79 ページ)

以上